

令和 8 年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第 3 回）議事録

■日時 令和 8 年 6 月 22 日（月） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 51 分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下部会長、荒井委員、尾崎委員、玄委員、速水委員、水本委員、山口委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（１）（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業【３回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【風環境】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

（２）（仮称）京王重機整備工場北野工場建替計画【３回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【悪臭】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【景観】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和 8 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 3 回）
速 記 録

令 和 8 年 6 月 2 2 日
対面及びオンラインの併用

(午後 3 時 30 分 開会)

○石井アセスメント担当課長 定刻になりました。本日は、東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただきありがとうございます。本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 12 名のうち、8 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 山下でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

(傍聴人 入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜、画面に投影しますので、そちらをご覧ください。

○山下部会長 それでは、ただいまから、令和 8 年度「東京都環境影響評価審議会」第 3 回第一部会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議(3 回目)及び「(仮称) 京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案に係る質疑及び審議(3 回目)となります。

それでは、次第 1 の「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方はどうぞ入室してください。

(事業者 入室)

○石井アセスメント担当課長 事業者の皆様、準備はよろしいでしょうか。御発言の際は、マイクを使用して御発言ください。御協力をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 よろしくお願ひいたします。それでは、審議に入ります。

本日は、4回審議予定の3回目となります。本日3回目に審議結果をまとめ、4回目は総括審議となる予定です。また、事業者出席は、今回が最後となります。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の後、審議内容の確認を行い、その後事業者に対する質疑を行います。

質疑が終了しましたら事業者には退室いただきます。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと思いますと考えております。

以上、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、3ページの資料1をご覧ください。

資料1は、前回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、温室効果ガスの順序で取りまとめており、5月の部会は、意見等は合計12件でした。

前回の指摘、質問事項等は取扱欄に、前回の日付として5/18と記載しています。

それでは、要約して内容を御説明いたします。

騒音・振動の番号3として、隣接する下宮比町の開発事業と工事時期が重なることで、前回求めた工事分散が難しくなる可能性があるため、隣接事業との情報共有や車両調整の考え方について伺いたいとの質問がございました。

事業者からは、評価書案の作成時点では下宮比町の計画が公表されておらず、評価に含めていないが、今後の情報を踏まえて検討していきたい。との回答がございました。

水循環の番号4として、地下水の流況の変化に関して、隣接する事業も合わせると地下水の流路を面的に阻害してしまわないかとの質問がございました。

事業者からは下宮比町と本計画地の間はほぼフラットな地形であると認識しており、神田川を挟んでいることから、神田川をもって分離されていると考える。との回答がございました。

委員からは、地下水が流動しやすい場所に大きな建物が並ぶため、地下水の流動に配慮していただきたい。との御意見がございました。

日影の番号2として、計画地北側に位置するビル内の福祉施設に対してどのように配慮しているか。との質問がございました。

事業者からは、日影規制対象外のビル内にある保育施設であり、屋外で活動するような施設ではない、との回答がございました。

委員からは、窓からの日射に対して日照問題が発生するようであれば配慮すべきではないか、との御意見がございました。

風環境の番号5として、防風対策後の評価において、計画地北側の地点で評価が領域Cとなっているが、さらなる対策は考えているのか、との質問がございました。

事業者からは、防風対策を行ったものの評価は変わらなかった。確約は難しいが、できる限り検討していく、との回答がございました。

委員からは、現況と建設後の評価が同じであっても、風速が悪化している地点がいくつかあるので、改善していく必要があると思う。との御意見がございました。

風環境の番号6として、防風植栽を計画地北側にまとめて密植する計画となっており、樹幹の発達等への影響が懸念されるが、移植は適しているのか。という質問がございました。

事業者からは、防風植栽に合わせて防風パネルも使用して対策を行う前回回答のとおり、効果を十分に発揮する樹種の選定を検討し、事後調査で検証を行う、との回答がございました。

委員からは、措置を講じたとしても、なお低減効果が不十分であれば、建物形態という点についても検討が必要ではないか、との御意見がございました。

風環境の7として、防風植栽について樹間や土量の確保についても検討しているのか、との質問がございました。

事業者からは、樹間については問題ないと考えており土量についても生育に十分な量を確保する、との回答がありました。

委員からは、密植部分は人が利用する通路になると思われるが、暗くなる懸念があるのでその点も考慮して植栽計画をしていく必要がある、との御意見がありました。

景観の番号2として、311 ページの各写真で建物高さが異なっているが、実際の写真はどちらになるのか、との質問がございました。

事業者からは、フォトモンタージュは人の目線に合わせているため上部が切れており、実態としては右下の写真のような見え方になる、との回答がございました。

景観の番号3として、小石川後楽園の景観への配慮に対してセットバックの効果や分節化について質問がございました。

事業者からは、セットバックの効果を示せるかは検討する。分節化については、今後どう

いった分節化等をし、どのように反映できるのかを検討していきたい、との回答がございました。

委員からは、セットバックによって、かえって圧迫感等の影響が生じているのではないかと。景観に配慮しているというのであれば、その効果について比較や予測により客観的に示す必要があるのではないかと、との御意見がございました。

景観の番号４として、小石川後樂園について、池への映り込みをフォトモンタージュに反映できないかと、との質問がございました。

事業者からは、検討するとの回答がございました。

史跡・文化財の番号１として、実際の調査は時間がかかるため、文京区への早めの相談が望ましいと、との御意見がございました。

事業者からは、現状、既存施設が供用されているため、遅れをとらないように適切な時期に行っていくと、との回答がございました。

温室効果ガスの番号２として、地区内のエネルギー融通やピーク対策の検討状況について質問がございました。

事業者からは、ピーク対策の詳細はまだ示していない。環境局とも協議しており蓄電池やコジェネの熱融通等についても検討することとなっていると、との回答がございました。

温室効果ガスの番号３として、電気の再エネ化率 100%の実現可能性などについて質問がございました。

事業者からは、環境局との協議の中で、少なくとも非住宅部分は 100%を目指すということになっている。今後の技術の進展等も踏まえてこれを達成していく目標である、との回答がございました。

資料１の説明は以上です。

なお、６月 11 日に予定しておりました「都民の意見を聴く会」ですが、期日までに公述人の申し出がなかったため中止となりました。

事務局からは以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から前回の審議内容として 12 件の確認がございました。

そこで、まず資料１、前回の質疑応答について修正等がございましたら、お伺いいたします。委員が発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、このあとの事業者の方との質疑応答

の時にお願いいたします。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。

私のほうで、史跡・文化財の埋蔵文化財のことが5月18日のやり取りの中で書いてあって、これはこれでやり取りとしては、記録として問題ないのですが、非常にここで気にしているのは、小石川後樂園については、史跡・文化財としても気になるところであるということ、記録上というより、確認のために一度申し上げておきます。

その上で、景観というのが、この景観の4番に書いているところを質問させていただいたので、単純に池へ映っているということより、史跡で回遊式庭園なので、こういうことを気にしたいのだということが1つポイントですので、そのあたりよろしく願いしますということと、もうあと1つ、当初、外堀のことも少し触れておきましたので、その辺も、江戸城外堀の保存管理計画を、新宿区等でもつくっておりまして、このあたりとの、神田川のほうからの眺望というところと、小石川後樂園への影響というところと、もう1つが埋蔵文化財なので、埋蔵文化財だけを気にしているわけではないので、そのあたり、ほかに2つの史跡も絡むような土地柄であるということだけ十分認識していただけたらと思いますので、それだけコメントとして、この質疑の内容の説明としてはそういうことですということで、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 水本委員、ありがとうございます。

今御発言がありましたのは、本日の資料の11ページ、史跡・文化財の項目としては1番、5月18日部会にて質疑応答のあった部分についてです。

現在は、文京区に埋蔵文化財に関する相談をしてほしいという御指摘と、事業者様からの説明応答があるところの指摘の欄に、あと2点を追加する。1点は小石川後樂園に隣接する地域性に十分配慮していただきたい。2点としては、江戸城外堀の管理計画については新宿区と相談の上、神田川からの景観にも配慮されたい。これでよろしいですか。

○水本委員 はい、結構です。

神田川からの景観というのは、おそらく正直言えば今後のかかなり将来的な課題も含んでおりますので、議事録的には削除していただいてもいいのですが、非常にその2点を気にしているということで、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 分かりました。では、2点目は江戸城外堀の管理計画について新宿区と相談されたい。これでよろしいでしょうか。

○水本委員 そうですね。事業者さんのほうにそれを認識いただければと思います。

○山下部会長 分かりました。

事業者の方から、この点について、前回も質疑応答となった点だろうと思いますが、さらに、もし補足がありましたら、後ほどお伺いさせていただきたいと思います。それでよろしいですか。

○水本委員 結構です。ありがとうございます。

○山下部会長 事務局、補足はよろしいでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 はい、結構です。

水本委員の指摘に合わせて少し修正をさせていただきたいと思います。

○山下部会長 前回質疑がありましたが、今回の要録の中には入っておりませんでした。水本委員からは2点の追加が望ましいという御指摘がありましたので、そのように対応したいと思います。

それ以外に確認事項、修正等がございましたらお聞かせください。よろしいでしょうか。

これ以上は特になくように思います。

それでは、先ほどの水本委員からの補足も含めまして、前回の質疑応答について、事業者の方からの補足等がございましたらお願いします。

○事業者 ありがとうございます。事業者側から前回までに出ていた意見に対する補足説明を、何点かさせていただければと思います。画面共有をさせていただきます。

まず1点目が、防風パネルについてになります。

以前、防風パネルはどんなものを想定しているかということと、それが歩く人たちからどういうふうに見えるかというところが提示できないかと御意見をいただいていたものをお示ししたものでございます。

右上の部分について、写真を載せていますが、こちらは現時点で考えられ得るような例として示したものでございまして、4月の部会でお示ししたとおりでございます。

それに対しまして、今回、見え方といったところのイメージ図を左側につけてございます。防風植栽と、右側にあります薄い白色、こちらの防風パネルがこのように配置されまして、人々が歩いていくというような、このようなイメージを想定してございます。

こちらは一旦以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

事務局にお伺いしますが、今の改めて提出されました図書についてはどのように扱ったら

よろしいですか。

○石井アセスメント担当課長 差し支えなければ、後ほどホームページには掲載させていただければと考えております。

○山下部会長 事業者様はそれでよろしいですか。

○事業者 一旦検討させていただければと思います。

○石井アセスメント担当課長 でしたら、事業者とすり合わせを行いまして、公開できるようであれば、局のホームページで公開させていただければと思います。

○山下部会長 承知しました。

続けて事業者の方から御説明がありましたらお願いします。

○事業者 はい、ありがとうございます。

続けまして、日影について御説明をさせていただきます。

5月の部会の際に、こちらの画面共有をかけております計画地北側の19番といったところに、グローバルキッズという保育施設がございます。

こちらに対する日陰が懸念されるのではないかとといったところで、日影の規制地域外ではあるものの、どういった階数にあって、どういったところに窓があるかといったところを確認いたしました。

施設としては、こちらのファーストタワーというビルの中にある保育施設になってございます。

こちらが外観の写真になりますが、奥側が計画地となっております。こちらの上に高く見えているのがファーストタワーでございます。

こちらは、お散歩のときに使うようなものがありますが、このガラス張りで白く薄くなっているこちらがグローバルキッズさんでございます。窓については、東側だけにあるような施設となっております。

そのため、日影としては余り影響がない間取りと認識をいたしました。必要に応じて対応はしていくことになるのかなと考えております。

グローバルキッズの件は以上です。

続けて、次の点も御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○山下部会長 はい。

○事業者 そして、景観について前回の部会で御意見をいただいていた小石川後樂園に対する配慮についてですが。そちらについて、ボリューム感ですとか、セットバックの効果

についてといったところを御指摘があったかと思います。

こちらの画面共有をしておるところですが、もともとこちらのアセスに載せているもの、1案だけで考えていたわけではなくて、左側の図面で、建物の配置と何パターンか検討したものでございます。

一番上に行くほど南北に壁を長くして、セットバックしていて、下に行けば行くほど、南北を短くしたバージョンになるなど、いろいろと考えておりました。

その中で、順番に説明しますと、一番上の部分については、細長くなっているといったところでございます。

そうすると、片コアと言って、こちらの写真で一番右の列が小石川後樂園側になりますが、こういったものが見えてしまうといった見栄えがなかなかよろしくないといったところがデメリットとしてある。長大壁面になってしまうというところは、課題としてございます。

続きまして、2件目、こちらがアセスに採用したものでございますが、このボリューム感にすることによって、小石川後樂園側にこのようなコアが見えないような、しつらいにすることができるといったところ。それから、南側の駅前広場ですとか、小石川後樂園側に対するオープンスペースがより確保できるという計画となっております。

長大壁面につきましては、先ほどの①番よりは低減されるものの、やはり課題としては残るという認識がございます。

一方で、建物の高さについては、少し低くなることができまして、小石川後樂園の左側の写真をご覧くださいますと、こちらは皇居周辺の二重橋交差点からの眺望になってございますが、こちらの樹木の中にほとんど埋もれるような形にすることができるといったところでございます。

③番の案については、長大壁面のほうをぐっと抑えた形にするということも考えてございました。そうしますと、やはり高さのほうが出てきてしまいますので、現在の案よりも突出したものになってしまうといったところでございます。それが二重橋交差点などの方に大きく影響をしてしまうといったところでございました。

④番の案としましては、では、棟状にして2つにするというところも検討したものでございますが、余り効果的ではないといったところがあって、総合的に判断いたしまして、小石川後樂園側からはセットバックといったところで配慮しつつも、ほかの皇居周辺からの景観の眺望というところも、やはり大事な地域になってございますので、そちらなども鑑みまして検討した結果がこちらに至ったといったところでございます。

とはいえ、長大壁面となるといったところで、小石川後樂園などに対してもどういった配慮をしていくかといったところがございましたので、そちらも検討してございます。

例えば、高層部の壁面をセットバックさせることによって、北側に向けて低く見えるような表情をつけて圧迫感を低減するというようなところ。それから、やはり分節化を図って、のぺっとした壁という圧迫感の見え方をしないようなデザインにするといったところに対応を考えてございます。

それから、やはり小石川後樂園のほうに配慮してセットバックしたことによりましてもう一方の神田川のほうに寄っているというようなところはございますので、そちらに対しても樹木を植栽することによって、地域周辺を歩く方々が建物の圧迫感を感じにくくするように、植栽によって緩和していくような対策を景観の保全の措置でも書いてございますが、実施していくといったところで、総合的に計画し、今に至るところでございます。

すみません。先ほどご提示しておりましたこちらの資料につきましては、アセス用につくっていたというよりは、景観協議で検討した過程での資料でございます。その点をお断りいたします。

景観についての補足は以上になります。

事業者から補足させていただく点は以上でございます。

○山下部会長　ありがとうございました。

ただいまの御説明に関する質疑その他は、このあとの事業内容で、評価書案に関する質疑の中に入れてよろしいでしょうか。それとも個別に今の点について確認する必要がありますか。

○石井アセスメント担当課長　後ろの質問に含めていただいて結構です。

○山下部会長　承知いたしました。

それでは、ただいまから、ただいまの事業者様からの補足説明も含めまして事業内容や評価書案に関して事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

事業者の出席は、今回までとなりますので、委員の皆様には、御担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

それでは、委員の方から御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

挙手をお願いいたします。

玄委員、お願いいたします。

○玄委員　ただいまの3件について、全て私が担当している分野と関係がありますので、私

から質問できればと思っています。

防風パネル、そして日影への影響、そして景観に関するさらなる資料を準備していただきまして、ありがとうございます。

まず、防風パネルに関してですが、気になっているところは、高い木の下にそういった防風パネルを設置すると、歩行者もしくはそこにアクセスしている方々の妨げにならないのかなと思っているのですね。

防風パネルがそういう位置であれば、もしかしたら、樹木でも背の高いものと、あとは地面によりついているものの組み合わせでもいいかなと思っていました。

そういったところで、防風パネルをこういうふうに設置すると、問題にならないかなと思いました。いかがですか。

○事業者 御質問ありがとうございます。

今いただきました御質問の1つ目の観点は、歩行の妨げにならないかという点かと思います。

歩行の妨げにならないかという点に関して、当然パネルがあることによって、ないよりは歩行がスムーズでなくなる部分は否めない部分がありますが、防風パネルを設置する空間で歩行する空間としては、道路の歩道3mのほかに敷地内に歩道状空地という形で4mの歩行空間を、全部で7m歩く空間がある中の、防風パネルとしては2mぐらいの幅のものを、さらに斜めにして配置しているようなものです。

ですので、将来的に歩行される方の人数も確認しておりますが、それを踏まえて、皆さんが歩行するのに差し障りがあるようなものではないということは確認をしておるところです。

2点目の、樹木をもう少し低いものも含めて配置する、ということに関しては、今まで、設計の段階としては都市計画が終わる段階ですので、御指摘も含めて、より良い空間に向けて深度化は図っていく予定ですので、御意見を参考にさせていただければと思います。

○玄委員 これは参考になるかなとは思いますが、よく道路で車が走っていますね。そうすると排気ガスがありますので、歩行者の環境を守るために低めの樹木を植えて、それで排気ガスが歩道のほうに渡らないようにしているところもありますので、そういったことも含めて、低い樹木の方が良いのではないかなと思います。

表現が難しいのですが、結構、戸建ての園庭の中でやっているいろいろ形を書いている丸とか四角とかそういうものもあります。そういった形でいろいろ形状も変えるので、景観にも同じ緑でありますし、それがあらかじめあることによると、歩行者としても緑だからと思っ

ていますので、それほど歩いているところでパネルを設置すると唐突にはならないかなと思っていました。

いろいろ実際の場合と、あとは利用している方の便利を考えて、いろいろ検討していただければと思っています。ありがとうございます。

あと、続きまして、日影に関するのですが、先ほどの話を聞くと、その施設が1階のほうにあったということですね。

そして、東側にありますので、基本、今のような高い建物があってもなくても、そこは、もともと東だったということですよ。

それで1階ですか。前は階数の高いような話を聞いたような覚えがありますが、1階で間違いありません。ありがとうございます。こちらにも詳細に調べていただきまして、ありがとうございます。

最後は、景観のほうですが。次のページですかね。こちらは、季節としてはいつを想定しているものですか。樹木の種類がここからは読み取れないので、季節によって見え方も変わるかなと思っているのです。なので、これが、いつを想定してつくったものかということです。

もちろん同じ季節を、ここでは検討していますので、それでもいいとは思いますが。ただ、今見せているところに対しては、季節をしっかりと書いたほうがいいのではないかなと思っています。

あと、これは、常緑樹ではなく落葉樹かなと、どうかな、よく分からないですが。

○事業者 今お示ししているものは、アセス書の中に掲載している地点とはまた異なっていますので、参考資料ということになりますが、地点によりまして、調査した時期が違います。例えば、一番左側の市ヶ谷橋などについては、落葉期になってございます。

二重橋と小石川後樂園については、展葉期になっている状況でございます。

○玄委員 それぞれ検討している季節も少し変わるということですね。

○事業者 そうですね。意図してこの時期に撮ったというところではないのですが、代表的なところで。

○玄委員 ありがとうございます。

あとは、こちらを検討していただいているところで、かなりこれは計画の前の段階の、多分いろいろ建物の形状について考慮しているのではないかなと思うのです。

今、これが高さというのは、今回は特に容積を一定にしていまして、そうすると、例えば、建

物の面積が小さくなると高さが高くなりますね。今それで見ると、一番上のほうと2番目のほうは、形状的にも同じ建物で、2番目のほうがちょっと低くなっているのです、そうすると建物面積が大きいということですか、上のほうと比べると。

○事業者 そうですね、はい。

○玄委員 それで高さのほうを調節して検討しているという理解ですか。

○事業者 はい。

○玄委員 そうすると、3番目と4番目は、その3番はかなり四角形のほうに見えているので、高くなるのはそうだなと思うのです。こちらの地域としては、建物高さについての制限は何mぐらいですかね。特にそれは制限がないですか。

○事業者 こちらの地域は、文京区の絶対高さ型の高度地区がかかっていまして、ごめんなさい、今、正確な数値を空で言えなくて申し訳ないのですが、170m計画高さよりはるかに低いものが設定されているのですが、絶対高さ型の高度地区は、別途地区計画を定めて高さを定める場合には、その制限が除外されるという定めになっていますので、今回地区計画を新たに決定させていただいて、高さを170mと定め直していますので、すみません、回りくどくて申し訳ありませんが、結論的には高さの制限はない地域ということになります。

○玄委員 そうすると、3番目のほうのような、建物面積が小さくても、高さは多めにできるから、こういう検討も意味あるということですね。

もし、もともと建物高さについて満たしていない場合だったら、こういった検討は必要にならないこともあるかなというようなことで質問させていただきました。分かりました。

それで、4つの中で2番目のほうがベストだったということですね。それで今のほうの計画につながるということを示しているという理解で大丈夫ですか。

○事業者 はい。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。

季節での違いも見せていただいているので、これで全てではないですが、追加の検討で助かるなと思っています。

あと、別途でこれに関係がない質問でもよろしいですか。

○山下部会長 はい。

○玄委員 評価書案の287ページを見せていただけないでしょうか。

こちらで特に気になっているところが、赤い色で表記している数字、測定点ですが、これを赤丸がついているところは、この一番下の注意のところを見ると、赤丸は、歩道橋上、屋

上などでありますというところで、特にここ、左側の98番とか、右上の29番とか、これがどういうことですかね。中々こういったところに、屋上に出られないかな。出ていない。もしくは、ここに歩道がありそうところではないのですが、これは何でしょうか。

○事業者 まず29番については、こちらは屋上でございます。

○玄委員 これは屋上に出られる空間ということですか。

○事業者 学校ですので、そちらの屋上に指定をしております。98番については、建物上ではないので、歩道橋か何か。

○玄委員 でも歩道でも地上じゃないですね。

○事業者 今、歩道橋上といったところで確認が取れました。歩道橋です。歩道橋がかかっているのです、そちらを対象としております。

○玄委員 なるほど。分かりました。

それで、今一番赤い丸が集中している箇所ですが、ここに駅があったと思うのですが、多分JRとかいろいろあったところだったと思うのですが。

ここから、これが全部2階の歩道があって、歩道橋のようなものがあって、そこで、この今の計画中の建物にアクセスできるような箇所と理解していいですか。

この78とか、79、90、89、92、93、102、これと別途にデッキのほうも分けてやっているのですね。

だから、上のほうは、いろいろ地上と2階の歩道、歩道橋のようなものが混ざっていて、下にまたデッキのような階が表してあるので、1階は1階、地上は地上で、もう2階であれば2階でまとめた方が分かりやすいかなと思いました。

○事業者 回答させていただきます。

まず、赤丸の78番と79番、南側にある2点については、こちらは飯田橋のホームと設定しております。集中している90番ですとか、92番、93番、89番、102番につきましては、現況の歩道橋でございます。

開発後には別事業として、そういったところとの接続アクセス性というところは、改善されていくのかなと思うのですが、別事業でございますので、そちらの範囲については今回の中ではできかねておりますので、現状の歩道橋といったところで実験をしている状況でございます。

○玄委員 分かりました。

そうすると、これができたあとは、もしかしたら変わることも考えられるということですが

か。

○事業者 そうですね。歩道橋のほうが別の事業として開発されれば、そういうこともあり得るとは考えられます。

○玄委員 分かりました。

○事業者 情報を持ち得ていない状況でございます。

○玄委員 一応これは領域 B というところでありますので、特に。

今ここの結果上で見ると対策、既に対策は後の結果になりますので、ここで評価としては良いかなと思うのですが、もし、今後実際事後調査とか行われた場合に予測より高い風速が発見された場合、どこまで対策ができるか分からないですが、できる範囲で対策をしていただければと思っています。

○事業者 モニタリングのほうも、結果に応じて検討していきたいと思います。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

続きまして、水本委員、お願いします。

○水本委員 史跡・文化財担当の水本です。

先ほど、池の写真を追加でお見せいただいたかと思うのですが、そちらについてですが、前回も申し上げて、5月18日の、さっきのように検討しますと言っていたことですが、先ほどの追加資料の景観比較の中で、一番右の池のところで、水面に反射している部分を少し検討の余地を上げていただきたいということで。このような検討を行われたということはよく分かりましたので、やはり検討いただけるといった内容で、少しこの回遊式庭園の景観を守っていくという意味では、そこの池の映り込みというところを、今の画像に加えていただけると大変ありがたいのかなと思います。

多分そんなに大変ではないと思うのですが、もう既にこういった写真を写されてたりとか、いろいろ検討している資料もつくられているので対応は可能じゃないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○事業者 今回まだ作成をできていないところでございまして、申し訳ございません。

アセスの中では310ページで掲載しております小石川後樂園に水面があるものがございしますので、こちらにどのような形で反映ができるのではないかと考えてございます。

○水本委員 ありがとうございます。

こちら、皆さんの事業ではないですが、反対側の景色というのが、もう既に東京ドームが

かかっている状態で、要はこういうところを見に来られる方、写真を撮るときにはもう既に厳しい状態になっているので、それをさらにというところ、どこも写真を撮れないような景観になってしまうと、本当に困るなと思っていますので、その辺工夫をする上でも検討材料を出していただけるとありがたいなと思います。

もう一つ、先ほどの質問と重なってしまうのですが、そういう意味では、神田川の水辺の環境と、それから今、水辺の観光というのも結構、東京都なども力を入れていると思いますので、そこからの眺めというのも少し検討材料の中に入れ加えていただけるとありがたいなと思いますが、そのあたりはいかがですかね。

○事業者 ありがとうございます。神田川からの眺望ですが、アセス書ではナンバー2地点というところで選定をしております。

こちらに神田川が映っておりまして、白鳥橋から撮ったものになってございます。周りのビルなどもあって、それに並ぶ形で今回の計画地が出てくるといったところになってございます。

あと、都市的な景観の要素として認識されるというような考えをもってございます。

○水本委員 景観の中に多面性もありますので、おっしゃるとおり、都市的なというところもあると思うのですが、先ほど申し上げた江戸城外堀の保存管理計画の中では、外堀できてからの400年を記念して、1636年からの次の2036年を目指す景観というののも謳たわれておりますので、歴史も踏まえた景観みたいなものの整備ということで、未来課題ですが、そのあたりも少し知っておいていただけると非常にありがたいと思いますので、それを知識として持ってほしいなということは、まずお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 承知いたしました、未来課題として、認識いたしました。

○水本委員 認識した上で、未来の景観をつくるということで、どうぞよろしくお願いいたします。私のほうは以上です。ありがとうございました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに、委員から御質問、御意見等はございますか。

そのほかに、事務局では、本日欠席されている委員からコメントなどを預かっていらっしゃるでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 事務局では、特にコメントなど頂いておりません。

○山下部会長 それでは、ほかに御発言がないようですので、本日の審議はこれで終わります。

事業者の皆様、大変ありがとうございました。どうかご退室ください。

(事業者 退室)

○石井アセスメント担当課長 事業者の方、退室完了いたしました。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの議論を踏まえて、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案をいただきたいと思います。が、玄委員、何かコメントはございますか。

○玄委員 先ほど、風環境のところの5番を総括審議に向けた審議事項として挙げたいなと思っています。

今、評価書案の風環境の評価の結果から見ると、評価領域C、そして領域Bになっているのですが、結構上限値に近い箇所が多いということが、今結果として見ております。

そして、こういった場所は、既に領域C、そして潜在的に領域Cに近いところになりますので、注意をする必要があるかなと思っています。

そういった問題に対しては、特に事後調査で真剣に対応していただき適切に調査していただきまして、そして、必要に応じて対策していただきたいと思います。

こういう理由で風環境の項を総括審議の項目としてあげたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

ほかに委員からございますか。

本日欠席されている専門の委員から何か事務局ではコメントを預かっていらっしゃいますか。

○石井アセスメント担当課長 はい、高橋委員、飯泉委員、横田委員から御意見を預かっております。

では、読み上げさせていただきます。

まず、高橋委員からです。計画地は飯田橋駅に近く、歩行者が多い地域にあります。

建設作業による騒音・振動について評価書案での予測値は、勧告基準値を下回っていますが、計画地の立地条件を考慮し、周辺に配慮した環境保全措置の検討、騒音・振動の低減をしていただきたい。

加えて、計画地近隣には盲学校があり、その生徒が登下校時に歩行します。盲学校の生徒が周辺状況を把握するためには音が重要な要素になりますが、この事業による騒音・振動がその妨げになる可能性があることから、安全確保も含め、より一層の配慮をしてほしいということで、騒音・振動の番号2を取り上げていただきたいと思います。

続きまして、飯泉委員です。

近年、国土交通省の指摘によると、日本全国で時間雨量 50 ミリ以上の激しい雨の年間発生回数や年間の水害被害額が増加傾向にあり、気候変動の影響が懸念されています。

雨水流出抑制対策として、雨水貯留槽を設置することとしていますが、計画地は神田川の外水氾濫区域内に位置しており、過去に氾濫履歴もあります。

また、本事業により創出する屋上緑地や地下構造物上の地上緑地は、現況の緑地に比べて流出係数が高くなる計画となっていますが、雨水流出抑制対策については慎重かつ丁寧な評価が必要であることから、総括審議に向けた審議事項の候補として水循環の番号3を上げたく存じます。とのことです。

続きまして、横田委員からの御意見です。

本計画では、防風植栽を計画地北側にまとまって配置する計画となっているが、防風植栽の機能が十分発揮されるためには適切な樹木間隔や日照の確保といった適切な生育環境の確保が必要であることから、それに努めていただきたいと思いますということで、風環境の番号6及び7を候補に取り上げていただきたいと思います。

また、景観では、回遊式庭園である小石川後樂園といった代表的な眺望地点からの眺望や圧迫感の変化の程度に関する環境保全のための措置について、具体的な取組及びその効果が十分に示されていない。

そのため、内容について図示するなどにより具体的に記載する必要があることから、景観の番号3を取り上げていただきたいと思います。

以上になります。

○山下部会長 ありがとうございます。ただいま欠席されている3名の委員からのコメントを読み上げていただきました。

このうち、横田委員からは、風環境の6及び7番、景観の3番を候補とすることで御提案がございました。

これにつきましては、風環境及び景観の項目を担当されている委員は、玄委員でございますので、風環境の6及び7、景観の3番を候補とすることについて、玄委員からは御意見な

どはございますでしょうか。

○玄委員 特に異存はありません。

風環境に関する防風植栽に関する件ですが、風環境の4でも似たような項目がありまして、もっと詳細になるのが、風環境の6と7かなと思います。

特に今回は、防風植栽と防風パネルを組み合わせていることもあるし、あとは、防風植栽については、防風の効果を十分に果たすための検討も必要になりますので、ぜひこれを審議事項として挙げていただければと思います。

景観3についても、ここは、先ほどの横田委員のコメントにもあるように、その景観のほうをちゃんと示していただければと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。特にご異議がないというコメントをいただいたところです。

それでは、片谷会長、お願いいたします。

○片谷会長 今御意見があった中で、私も気になるのは、一つは風環境で、これは都市部の中の事業ですから、風環境は、やはり留意が必要な項目になるであろうということが一点。

それから、高橋委員が御指摘されていまし、以前にもこの審査会の中で議論があったと思いますが、音の問題で、視覚障害ですか、聴覚障害があったかどうか私は記憶がないですが、そういう障害をお持ちの方が通学されているような場所では、音の問題に対する留意は非常に重要性が高いので、それは、やはりぜひとも入れておいたほうがいい事項だと、個人として思っております。

ですから、御意見が出た内容に賛同するという意味です。

○山下部会長 ありがとうございます。

そのほかに委員から総括審議について何かコメント等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ただいま御意見がございましたので、総括審議に向けてまとめるにあたりまして、騒音・振動については2番を、水循環については3番、風環境については5番、6番及び7番、景観については3番をそれぞれ候補としたいと思います。各審議案件については、各項目の委員と個別に相談していきたいと思います。

ただいまコメントがそれぞれございましたように、各項目等も本件の事業について非常に重要でありますので、十分な対策及び事後調査がなされるようにということが重要かと思っております。

そこで、最終的な案に向けましては、私、部会長に御一任させていただきたいと思っております。

ので、どうか委員の方の御了承をお願いいたします。

(異議なし)

○山下部会長 異議ないということで、ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。次第1の案件については、以上です。

続きまして、(仮称)京王重機北野工場建替計画環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席をいただきます。事業者の方はどうかご入室してください。

(事業者 入室)

○石井アセスメント担当課長 事業者の皆様、準備はよろしいでしょうか。御発言の際はマイクを使用して御発言ください。御協力をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

本日は、4回審議予定の3回目となります。この3回目に審議結果をまとめ、4回目は総括審議となります。また、事業者の御出席は今回が最後となります。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。この説明の後、審議内容の確認を行い、その後、事業者に対する質疑を行います。

質疑が終了しましたら、事業者は退室いたします。その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を挙げていただきたいと考えております。どうか進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、13ページの資料2をご覧ください。資料2は、前回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、騒音・振動、史跡・文化財、温室効果ガスの順に取りまとめており、5月の部会の意見等は3件でした。前回の指摘、質問事項等は取扱欄に前日の日付として5/18と記載しています。

要約して内容を御説明いたします。

騒音・振動の番号1として、道路交通騒音を抑えることと通所センターへの配慮について質問がございました。

事業者からは、超過地点は工事用車両の出入り口そばにあたり、ルートが限られるが、静かな走行を行い、低減していくことを考えている。通所センターに関しても静音を保つとともに交通整理員の配置を考えている。との回答がございました。

史跡・文化財の番号1として、基礎の掘削状況及び市への相談状況について質問がありました。

事業者からは、調査計画書から変更し、基礎底の深いところでは、逆T字型にG.L.約-3mになる。八王子市とも相談しており、埋蔵文化財包蔵地ではないことを確認している。工事中に発見されれば、八王子市に報告し確認していただくということになっている。との回答がございました。

温室効果ガスの番号2として、太陽光発電設備の設置についてエネルギー計画は充足するのか。反射障害等の問題はないのか。との質問がございました。

事業者からは、現状の計画で充足する。仮に第一工場の北側に設置した場合はオーバースペックとなってしまう。第二工場に設置した場合、南側の団地等に反射する可能性があるので設置しない計画とした。との回答がございました。

資料2の説明は以上となります。

○山下部会長　ありがとうございます。

ただいま事務局からは、前回の審議内容について3件確認をいただきました。

そこで、まず資料2の前回の質疑応答について、委員から修正等がございましたらお願いをいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問については、このあとの事業者の方との質疑応答の時にお願いをいたします。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員　史跡・文化財担当の水本です。

私のところの記録だけ、文言の修正だけお願いしたいのですが。こちらの真ん中のやり取りのところで、八王子市にご対応いただいた上で、埋蔵文化財包蔵地に該当しないためというところの埋蔵文化財の前のところに、「周知の」という、3文字だけ加えていただければと思います。単純にそれだけ。

それと、その下のところで、「その対応で」というところで、「現在のところ」ということを、その対応の前に足していただければと思いますので、「現在のところ」という言葉と、「周知の」という言葉だけ足していただけたらと思います。

埋蔵文化財地の包蔵地に該当しないとなると、遺跡がないということを言い切ってしまうのですが、八王子市の答えというのは、実際は「これまでに登録された遺跡はございませんよ」という意味でありますので、その辺だけ厳密にお願いしたいと思います。

事業者さんの回答は必要ないかと思います。

○山下部会長 私のほうで確認させてください。今、文言の修正箇所は、14 ページの事業者の説明等の欄ですね。

○水本委員 事業者さんの説明のところで、八王子市からの回答の不備といいますか、「本計画地は埋蔵文化財包蔵地に該当しないため」というお答えですが、厳密に言うと、「周知の埋蔵文化財包蔵地ではないよ」というお答えだったはずなのですね。

これ以外の答え方はできないと思いますので、「周知の」だけ足していただければ、正確なところかと思いますので、それでここはまずそれで大丈夫かと思います。

○山下部会長 もう1点は？

○水本委員 もう1つは、その対応で十分であるというのは、今のところ流れに従って動いていただいているので、「遺跡がないからやらなくていいよ」みたいな意味では一切なく、「今は登録された遺跡には当たっていないので、今のところはこの対応でいいですよ」といった意味なので、「今、完全に完璧に行っていただいていますよ」という、そういったニュアンスじゃなくて、「現在の対応としては、もうこれで、今のところいいですよ」というニュアンスですので、「その対応で十分である」ところに、「現在のところ」という文言を足してもらえると、より正確かなと思っております。

○山下部会長 それは、左側の指摘、質問事項等の欄ということでよろしいですね。

○水本委員 そうですね。今の言葉を足さないと、すごく誤解を招くやり取りになってしまうので、そこだけ正確に発信していただければよろしいかなと思います。

○山下部会長 まず前回の御意見の修正ですので、御指摘については、一番下の第3段落。

「現在のところ、その対応で十分である。」そういうやり取りがあったということによろしいですね。

それから、事業者様の方の御回答、3月25日にという部分ですが、御指摘のありました「本計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため」という3文字を入れてよろしいか

ということは、事業者の方に御確認いただきたいと思います。

○水本委員 そうですね。これ以外ないと思うので大丈夫かと思いますが、一応確認いただければと思います。

○山下部会長 分かりました。ありがとうございます。

○水本委員 お願いします。

○山下部会長 それ以外の委員から前回の審議結果についての確認をされて修正をされたい事項がございますか。

委員からは前回の審議内容の整理については、確認は、今の点を除き特に修正はないということでございます。

事業者様のほうで、ただいまの水本委員からの御意見も踏まえて前回の質疑応答について補足等がございますでしょうか。

○事業者 現在の水本先生の御意見及び現在書かれている内容について、この内容で特に問題はございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの「周知の」という3文字を加えさせていただいて成案とさせていただきます。

ほかにはございませんね。承知いたしました。

それでは、ただいまから事業内容、評価書案について事業者の方との質疑応答を行うことといたします。

事業者の御出席は今回までとなりますので、委員の皆様には御担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

委員の方からどうぞ御質問や御意見をお願いいたします。意見のある委員につきましては挙手をお願いいたします。

特段ございませんでしょうか。

このほかに、事務局は本日欠席されている委員からコメントなどを預かっていらっしゃいますか。

○石井アセスメント担当課長 特にコメントを頂いておりません。

○山下部会長 それでは、本日委員からの御発言がこれ以上ないようですので、本日の審議はこれをもって終わります。

事業者の皆様には御出席いただきましてありがとうございました。どうか御退室してくだ

さい。ありがとうございます。

(事業者 退室)

○石井アセスメント担当課長 事業者の方、退室を終わりました。

○山下部会長 それでは、以上の議論を踏まえて、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案をお願いいたします。

何かございますか。

特に御発言はこれ以上ございませんか。

本日ご欠席の高橋委員からは、御提案があると聞いております。それでは、高橋委員からのコメント事務局で読み上げてください。

○石井アセスメント担当課長 高橋委員よりコメントをお預かりしております。

では、代読いたします。

本事業では、段階的な建替えが計画されており、全体工期も5年間と長いものとなっています。その間、周辺に影響が及ぶこととなりますが、特に工事用車両の走行による交通騒音が、1地点で環境基準を2dB上回ると予測されております。この地点は、住居専用地域に隣接しており、配慮を要する福祉施設もあります。

以上より、本事業の実施にあたっては車両走行に伴う交通騒音の抑制が必要と考え、騒音・振動の項目を総括審議に取り上げていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

確かに1地点では、環境基準の60dBを2dB超過するという評価結果が出ており、実際に事業者の説明においても、ただいま、5月18日の審議内容で御説明がありましたように、走行速度30km/h程度で走ることによって超過してしまい、工事用車両の入り口はこちら側のみであるという指摘に加えて、走行速度の減速やエコドライブの周知徹底、また、工事用車両の入り口には、交通整理員等の配置を考えるとといった説明等を伺っていたところでありました。

それでは、総括審議に向けて、まとめにあたっては、騒音・振動について1番を候補としてたいと考えます。

各審議案件については、今後、各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最

終的な案に向けては、私、部会長に一任させていただきたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

(異議なし)

○山下部会長 異議がないとの御発言承りました。ありがとうございます。

それでは、本日の審議についてもこれで終了いたします。

最後に、その他ですが、何かございますでしょうか。

本日、特にないようですので、これをもちまして第一部会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。傍聴人の方は退室ボタンを押して退室をしてください。

(傍聴人 退室)

(午後 4 時 51 分 閉会)